



## 地域包括ケア病床のご案内

当院は急性期・慢性期医療の提供に加え、地域医療にさらに貢献するため、一般病棟の中に、回復期医療である「地域包括ケア病床」を7床開設しました。

### 地域包括ケア病床とは

急性期治療を終了し、すぐに自宅や施設に退院するには不安のある患者様に対し、在宅復帰に向けて治療、看護、リハビリテーションなどを行うことを目的とした病床です。在宅や施設（一部の施設除く）に復帰予定の方であれば対象となり、リハビリテーションをしない方も対象となります。

具体的には、次のような患者様が対象となります。

- ① 入院治療により状態は改善したが、退院前にもう少し経過観察が必要な方
- ② 入院治療により症状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方
- ③ 在宅での療養準備が必要な方
- ④ 医療必要度が高く、在宅療養中の患者様のご家族を支援するための入院が必要な方

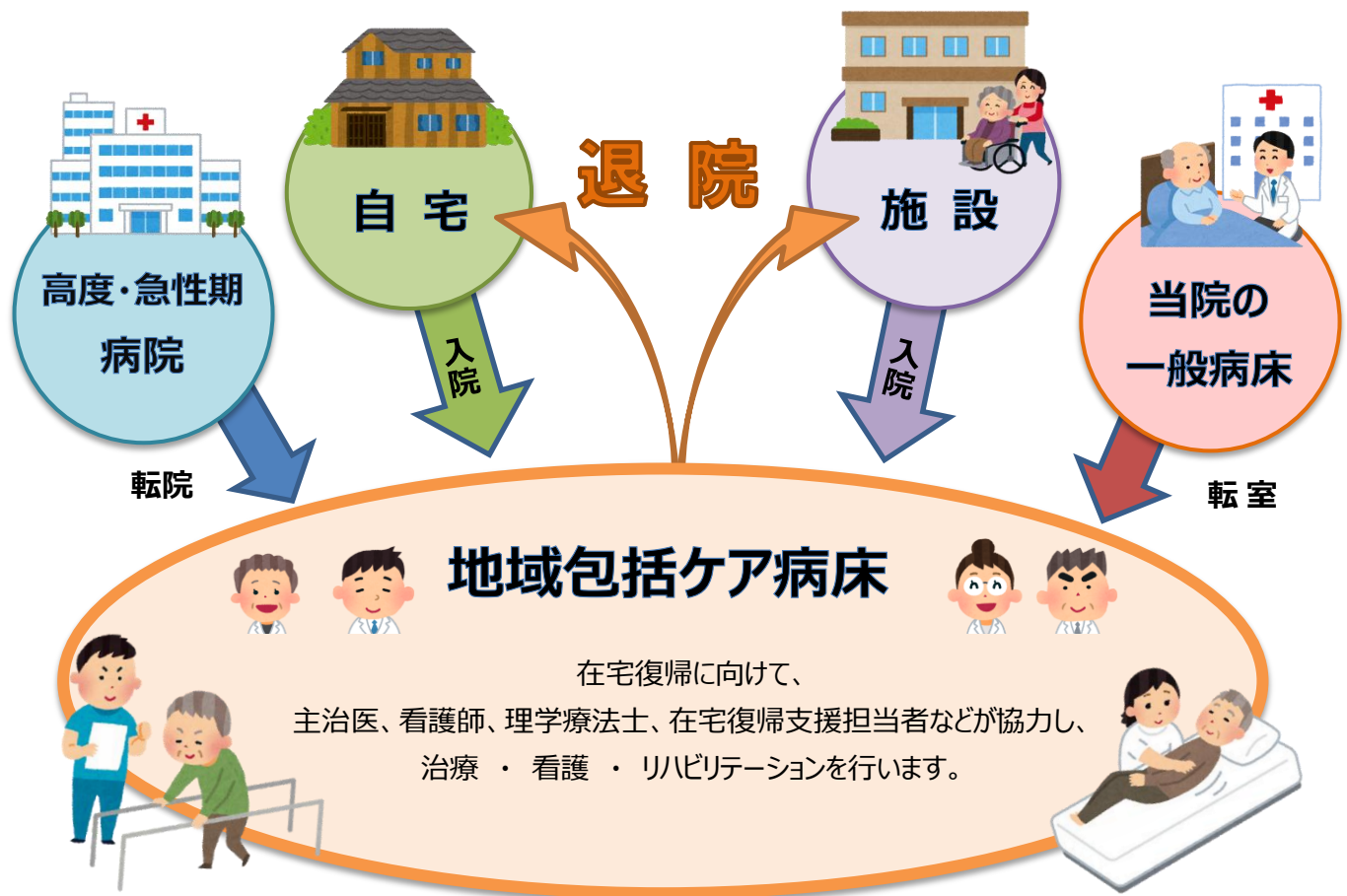
### 入院費について

- 地域包括ケア病床に入院された場合、入院費の計算方法は一般病床とは異なり、「地域包括ケア病棟入院医療管理料 1」を算定させていただきます。
- 入院費は定額となり、リハビリテーション、投薬料・注射料（一部除く）、処置料、検査料、画像診断料、入院基本料などが含まれます。  
※透析、摂食機能療法、入院基本料等加算・特定入院料などは、定額に追加となります。

『地域包括ケア病床』に入院された患者様には、在宅復帰をスムーズに行うため、「在宅復帰支援計画」に基づいて、主治医、看護師、理学療法士、在宅復帰支援担当者などが協力して、患者様のリハビリテーションや在宅支援（相談・準備等）を行ってまいります。

（注）地域包括ケア病床の入院日数は保険診療で規定されており、**最大 60 日**までです。  
病状が安定しましたら、ご自宅、施設などに退院していただきます。

## 当院の地域包括ケア病床のイメージ



※病状の変化により、主治医が集中的な治療が必要と判断した場合、一般病床に病室を移動していただくことがあります。また、主治医が入院が長期化すると判断した場合、療養病棟に転棟していただくことがあります。

### 入院のお問い合わせ・お申込み

嶺北中央病院 地域連携室 (担当 中越・佐々木)

電話 : 0887-76-2450 FAX : 0887-76-2453

【月曜日～金曜日】 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

FAX につきましては、終日ご送付いただいて結構です。

(時間外及び土曜、日曜、祝祭日並びに年末年始のお返事は、翌平日以降となります。)

※その他、ご不明な点は地域連携室までお問い合わせください。

